

平成29事業年度内部監査報告書

(全職員における勤怠管理状況)

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
理事長 近藤達也 殿

監査室長 藤井明弘

独立行政法人医薬品医療機器総合機構内部監査規程（平成17年規程第9号）第8条の規定に基づき独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）の平成29事業年度内部監査（全職員における勤怠管理状況）について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査概要

今般、緊急で、PMDA全職員における勤怠管理に関する内部監査を実施した。
なお、監査実施期間及び監査対象等は、以下のとおりである。

- (1) 監査期間 平成29年8月29日（火）～9月4日（月）
- (2) 監査実施者 監査室 2名
- (3) 監査対象部室 出勤時の打刻漏れが著しく多い者の所属する17部室長

2. 監査方法

出勤時の打刻漏れが著しく多い者（ただし、電車遅延は除く。）の所属する17部室長に対して事情聴取を実施し、該当する38名から打刻漏れが著しく多かったことに関する理由書の提出を求めた。

3. 監査結果

出勤時の打刻漏れが著しく多い38名の理由書を徴収したところ、1名が勤務実態とは異なる打刻修正を行っていたことが判明した。その他については、不可抗力的な事象から単純な失念といった理由はあるものの、不適正な事項は検出されなかった。

4. 監査室としての調査

- (1) 勤務実態とは異なる打刻修正を行っていた者（以下「打刻修正者」という。）と、当該部長同席のもと、9月4日（月）に役員応接室において面談した。（面談対応者：監査室 藤井、金子）
- (2) 面談の結果、打刻修正者より次の回答を得た。
 - ① 始業時間後に出勤しているにも関わらず、いずれも「打刻忘れ」を理由に打刻修正を行っていたのは事実である。

- ② 主に、平成29年1月から、打刻修正を行っていた。
- ③ このような行為が悪いことであるという認識はあった。

5. 監査室としての考察

今回の事案は、打刻修正者の出勤時刻の不適正な訂正という社内規則違反に該当する行為であり、指導による適正化を図ることは当為であるものの、

- (1) 今回の始業時間における打刻修正の不正行為に関しては、早出勤務適用者（8時始業）の不適正な修正であったことから、その修正の要否に関する判断を申告に委ねざるを得なかった点がある。
- (2) 一方、打刻修正多発者に対する所属長のチェック機能が不十分であった点については、今後改善すべきと判断される。

かかる事態は人の入れ替え等により再発しやすい事象であることから勤怠管理については、所管部署が定期的な点検を行い、組織秩序の根幹である勤怠管理の適正化に努めるべきである。

6. 監査室としての意見

今回の事態を受け、独立行政法人医薬品医療機器総合機構として以下の対応を早急に検討し、実施する必要がある。

- (1) 打刻修正者における勤務実態とは異なる日について、本人に確認の上、勤務実態がない時間を欠勤もしくは年次休暇として記録修正し、欠勤で処理した場合においては、それに伴って不正受給していた給与及び賞与の返納を行う。また、規程に則った人事措置も実施すること。（管理監督者である当該部長の人事措置も含む。）
*平成27年8月7日付けの前例と同様の措置を行う。
- (2) 全役職員への就業規則及び打刻修正に関する手順の周知・徹底を図ること。
- (3) 打刻修正多発者に対しては、所属長がその理由を把握するとともに適正化に向けた指導・教育を行うこと。
- (4) 将来的な課題として、管理者不在時間を無くす観点から、始業時間を就業者全員統一にすることで、所属長が、所属員の出勤状況を確認できる体制作りの構築を検討することが望まれる。

7. 監査室として今後やるべきこと

平成29年度内に、再度、今回と同様の勤怠管理状況に関するフォロー監査を実施する。

以上